

# 公 示

平成 23 年 4 月 21 日 11 時 00 分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 30 キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発生日時 平成 23 年 3 月 12 日 16 時 48 分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
	放射能等の状況 排気筒モニタの値 : 不明 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値 : 不明
	被害状況 :
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の住民は、退避すること。</p> <p>半径 20 km 以上 30 km 圏内の住民は外出せず、自宅など屋内に退避すること。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内を原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。</p>

お知らせ

緊急災害時動物救援本部 経過報告  
被災地の動物救援本部連絡先一覧

■支援いただける方向け

動物ボランティア募集  
義援金募集  
支援物資募集  
支援にご協力いただける企業様へ

■被災者の方向け

動物可の避難所のご案内  
動物可物件のご案内  
動物の一時預けご希望の方へ  
診療可能な動物病院  
・アニコム様HPへ  
・日本獣医師会HPへ  
開店しているペットショップ  
被災地の状況提供のお願い  
避難所での動物との過ごし方

ペットを探しています

リンク

関係者向け(要ログイン)  
English

トップページへ

個人情報の取扱いについて



義援金募集

今般の東日本大震災における被災地救援活動の一環として動物を救済すべく、緊急災害時動物救援本部(平成8年の阪神大震災を契機に政府の仲介で設立)では、東日本大震災の被災動物への支援をしています。

●東日本大震災の被災動物への支援内容

- ・救援物資の搬送
- ・資金援助
- ・その他、現地の要望に応じて行います。

●振込先口座

みずほ信託銀行 渋谷支店(店番号022)  
※みずほ銀行ではございません。  
普通預金 4335112  
口座名 緊急災害時動物救援本部  
(キンキウサイガイジドウブツキウエノンポ)

動物救援を行うため、皆様よりの義援金をお寄せいただきたく、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

[第1期申請受付による活動支援金交付の結果について\(ご報告\)](#)

第2期 義援金配分申請の受付を開始しました

[活動支援金\(義援金の交付\)の第2期申請受付のご案内](#)

義援金をお寄せいただき、ありがとうございます。

お預かりしております義援金の額は、

494, 829, 648円

です(平成23年7月6日現在)。

これらの浄財は、主に以下の目的に使用しています(平成23年4月27日現在)。

1. 被災地への物資輸送にかかる費用(約300万円)  
4月27日現在で42箇所の拠点・避難所に対し、計82回、計150トンを超える物資を発送しています。
2. 被災地避難所でのペット飼育スペース用のテントや備品の購入(約120万円)  
テントや照明など、飼育スペースに必要な物資を購入し、発送しています。
3. ブルーシート購入(約20万円)  
寒さ対策、雨対策のため、大量のブルーシートを購入し避難所に発送しています。
4. 保温用断熱材購入(約10万円)  
寒さ対策のため、断熱材を購入し避難所に送付しています。  
ペットだけでなく、建物内でも氷点下になる避難所の皆様にもご活用いただきました。
5. 防護服購入(約40万円)  
警戒区域内での被災動物保護活動を想定し、防護服を購入しました。
6. 重篤な状態のペットの獣医療にかかる費用(約10万円)  
避難先で病状が悪化したペットへの獣医療の提供と費用負担を行いました。  
獣医療に関する支援は、引き続き検討中です。
7. 被災動物の救援活動に関わる助成金  
被災動物の救援活動に関わる活動支援金  
なお、引き続き、第2期分として義援金申請を受け付けております。
8. 「福島県特別枠助成」  
福島県原子力発電所事故に関わる動物救援のための「緊急資金援助(2,000万円)」が福島県動物救援本部に対して決定しました。
9. 今後想定される費用  
2000年に発生した「三宅島噴火災害」による動物救援センターでは、動物保護シェルター運営にかかった1年間の費用が、およそ2,500万円でした。  
今回の震災による被害は広域に及ぶため、多数の被災動物の保護が必要になると考えられます。このことから、複数のシェルター設置が必要になると想定されますので、それに備えた費用の確保が必要になります。

現状、ペットフードや医薬品、療食食などは企業様からのご寄付でまかなっておりますが、避難生活が長期化した場合、購入を検討せざるを得ない状況も想定されます。

長期的なご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 住民の一時立入りの実施について

平成23年5月7日  
原子力災害現地対策本部

警戒区域内への住民の一時立入り（以下「住民立入り」という。）については、被災住民の強い要望を踏まえ、原子力災害対策本部の方針に従い、安全確保に十分留意しながら、原子力災害現地対策本部として関係市町村、福島県及びその他関係機関と調整を行ってきたところ、概ね以下のような予定及び方法で実施する。

1. 住民立入りについては、対象市町村※それぞれの対象者数見込みや準備状況を勘案し、5月10日以降を目途に、川内村、葛尾村、及び田村市において順次実施。他の6市町については、5月13日に開設される予定の「福島県警戒区域一時立入り受付センター」において立入り希望者の募集を受け付け、5月下旬頃から順次実施。

なお、福島第一原子力発電所のプラント状況、気象条件等により、随時予定を変更することがあり得る。

※ 田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

2. 住民立入りの実施方法については、「警戒区域への一時立入許可基準（平成23年4月23日）」に基づくこととする。（別添資料参照）
3. 自家用車等の持出しについては、住民立入りの実施と並行して準備を行い、スクリーニング等の体制が整備でき次第、5月下旬頃から実施する予定。

### 【参考】福島県警戒区域一時立入り受付センター

住民の一時立入り希望の受付を行う。

○電話番号：0120-208-066（5月13日～）

○受付時間：午前8時～午後10時（土日祝日も受付）

(別添)

平成23年5月7日

## 一時立入りについて（参加を希望する住民の方々向け）

### 1. 一時立入りの概要

住民の一時立入り（住民立入り）は、警戒区域内への立入りに関する住民の方々の要望を踏まえ、関係市町村※、県及び国が協力しながら行うものです。その目的は、警戒区域内に居住していた住民の方々が自宅に戻り、当面の生活に必要な物品の持出し等を行うことにあります。

立入りに参加する住民の方々は、福島第一原子力発電所の20km圏外（警戒区域外）に設置した中継基地に集合し、必要な準備を整えた後、専用バスでそれぞれの居住地区へ向かいます。自宅で各自過ごした後、再び専用バスで中継基地に戻り、放射性物質による汚染がないことを確認し解散となります。

※ 田村市、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

### 2. 一時立入りの条件

警戒区域内への立入りは、福島第一原子力発電所における不測の事態等による危険性（リスク）を伴うものです。国、県、関係市町村等は、安全確保に最大限の努力を行いますが、一時立入りを行う住民の方々には、立入りに伴う危険性（リスク）を十分に認識し自己の責任の下で参加いただく必要があります。

また、立入り当日の天候や原子力発電所の状況等により、安全確保に支障が生じる可能性がある場合と判断される場合には立入りを中止することがあります。

### 3. 一時立入りの参加者の準備

立入りの際は、私服の上から防護スーツ等を着用することになります。防護スーツを着た場合、天候によってはかなり暑くなることもあり、また中継基地での検査（スクリーニング）が終わるまで脱ぐことができませんので、動きやすく気温を考慮した服装（薄手の長袖）で参加して下さい。スカートは防護スーツを着るには適切ではありません。

また、立入り当日までの体調管理を十分行い、当日に体調が悪い場合は早めに係員等にお知らせください。

なお、あらかじめ持ち出す物品等を書き出したメモを持参すると、作業をよ

り円滑に進めることができます。

#### 4. 一時立入りの実施方法

参加する住民の方々は、指定された場所からの送迎バス又は自家用車にて、一時立入りの出発点となる中継基地に集合します。中継基地では、警戒区域内に立ち入るために必要な装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、線量計、トランシーバー、持出し物品を入れるビニール袋など）を受け取り、使用方法の説明を聞き装備を身に付けます。靴カバーはビニール製で滑りやすいため、注意が必要です。

その後、地区ごとに専用バスで警戒区域内の住居近くまで移動し、そこから自宅へ徒歩で向かいます。なお当日は、専用バスで自宅に向かう際、所定の小袋を用意しますので、カメラや心臓病等の携行備薬など最小限のものはそこに入れて持ち込むことができます（ただし、戻った際の検査の結果次第でお預かりする場合があります）。

現地での滞在時間は約 2 時間です。自宅から出てバスの乗車場所に集合し、人数確認の上、中継基地に向け出発します。中継基地と住居との往復の時間は、中継基地で行う検査（スクリーニング）等を含め、4～5 時間程度を予定しています。

中継基地に到着したら、身体及び持ち出した物品の放射線量を計測します。汚染が確認された場合は、拭取り、洗浄等の汚染除去作業を行います。それでも汚染除去が十分にできなかった場合は、その物品を廃棄せざるを得ない場合があります。

その後、防護スーツ等を脱ぎ、必要に応じ着替え、送迎バス又は自家用車にて現在の居住地に向け出発します。

#### 5. 一時立入りに関する注意事項

一時立入りに際しては、参加する方々の安全を確保するとともに、参加される多くの方々の立入りをスムーズに実施するため、以下の点に注意して下さい。

- 中継基地を出発した後は、原則として、中継基地に戻り検査が終了するまでトイレの使用及び食事はできません。また、行きの専用バスの中では水を飲めますが、戻りのバス内では汚染防止のため、原則として水は飲みません。
- 地震等により自宅に壊れた部分があるなどの場合は、入る際に安全に十分注意し、入ることが危険である場合は入らないで下さい。また、室内に割れ物

などが散乱していることも考えられますので、怪我をしないよう十分注意して下さい。

- 持出し品は、支給されるビニール袋(70cm×70cm 程度)一枚に入る量として下さい。
- ペット、家畜、食品等を持ち出すことはできません。
- 他の参加者の迷惑にならないよう、自宅から専用バス（警戒区域内の集合場所）に戻る際の時間は厳守して下さい。
- その他、一時立入りに際しては、引率者及び安全管理者など係員の指示に従って下さい。

## 6. 一時立入り希望者の募集

一時立入りを希望される方は5月13日に開設される「福島県警戒区域一時立入り受付センター」（一時立入り受付センター）に電話の上、登録手続きを行ってください。登録に際しては、氏名・生年月日・警戒区域内の住所・現住所・（緊急）連絡先等をお知らせ下さい。

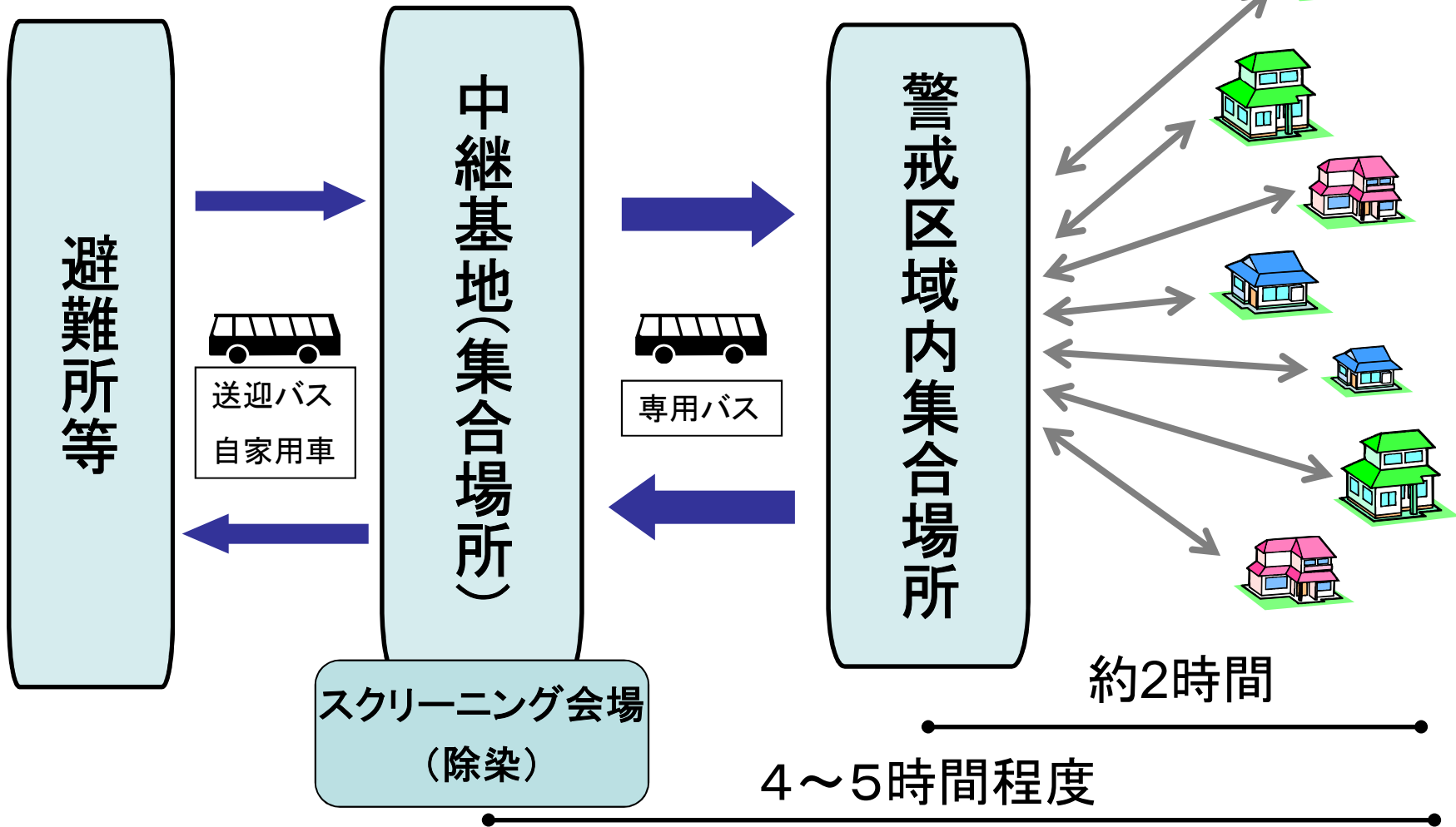
なお、一時立入り者は一世帯当たり原則一人ですが、安全上の理由等により特に市町村長が認めた場合は、二人まで参加できます。

一時立入り受付センター電話番号：0120-208-066（5月13日～）  
受付時間：午前8時～午後10時（土日祝日も受付）

（注）上記のご案内の内容については、一時立入りの実施に伴う経験等を踏まえ、修正を行うことがあります。

# 一時立入り実施イメージ

添付



## 警戒区域への一時立入に伴うペットの保護活動実施計画

平成 23 年 5 月 9 日  
原子力災害現地対策本部

住民の一時立入りに連動して実施するペットの保護活動について、実施計画を次のとおり定める。

### 1 基本方針

住民が、一時立入りに伴い、警戒区域内からペットを持ち出すことは認めない。

一方、警戒区域内については、放浪しているペット等に関して放射性物質による汚染の状況も含めた周辺の生活環境の状況を把握するとともに、保護・収容することで、生活環境への影響を未然に防止する必要がある。このため、住民の立入りに際し、ペット（犬・猫に限る。以下同じ。）の持出しについて、以下の措置を講ずる。

### 2 国によるペット持出しの支援措置

一時立入者が、リード又は檻等で玄関先等の屋外に留め置いたペットについて、国が、福島県の協力を得て、可及的速やかに動物回収車両で巡回し、回収の上、警戒区域外に持ち出す。国が委嘱した獣医師会等の専門家は、必要に応じてこれを支援する。

### 3 スクリーニング等

警戒区域外への持出しにあたってはスクリーニングを行い、放射線量等を記録する。その後必要に応じて、除染等を行い、動物の取扱いに係る専門的知見を持つ民間団体等が補助する。

回収したペットは福島県の収容施設で保護した後に、飼い主に引き渡す。

### 4 その他

ペットが死亡していた場合については、持出しを認めない。



## 警戒区域内への住民の一時立入りに伴うペットの保護等の考え方

平成23年5月9日  
環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

警戒区域内については、将来の住民の帰宅に備え、その生活環境を保全する観点から、放浪しているペット（犬・猫に限る。以下同じ。）等に関して放射性物質による汚染の状況も含めた周辺の生活環境の状況を把握するとともに、ペットの持出しを実施することで、生活環境への影響を未然に防止する必要があります。

住民の一時立入りに連動して実施するペットの保護活動においては、回収したペットのスクリーニングを必ず行い、その情報を確実に収集・蓄積することから、原子力災害対策特別措置法第26条第1項第2号に基づく「放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項」及び同項第5号に基づく「犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項」として実施したいと考えます。

警戒区域内へ一時立入りをご希望される住民の皆様へ

住民の皆様の一時的立入りにあわせて、行政（環境省・福島県）による警戒区域内のペット（犬・猫）の保護・収容を行います。

5月10日から警戒区域への住民の皆様の一時的立入りが始まりましたが、この一時的立入りに伴い、行政（環境省・福島県）によるペットの保護、収容を行うこととしています。

つきましては、皆様方のペットの保護・収容がスムーズに行えるよう、「一時立入り受付センター」にご連絡した際には、飼育されているペットの情報もお知らせください。

**一時立入り受付センター 0120-208-066**

\*お知らせいただきたいペットの情報\*

- ・犬・猫の飼育している数
- ・避難したときの状態（室内にいる、屋外でつながれていた、屋外ではなされているなど）

**!** 一時立入りされる方が直接ペットを持ち出すことはできませんが、皆様方のご協力をいただければ、行政側で保護した上で、お預かりすることを予定しています。

〇〇〇 一時立入りの際にご協力いただくこと 〇〇〇

- (1) 犬については首輪にリード（引き綱）又は鎖を付け、玄関先、又は庭先などの人目につきやすいところに繫（つな）いで、餌を与えておいてください。
- (2) 猫の場合はキャリーバッグ、又は金属製の檻に入れて、犬と同様に屋外の人目につきやすいところに置き、餌を与えておいてください。
- (3) 一時立入終了後、中継地点まで戻られましたら、犬・猫の保護状況について、その場で聞き取りを行いますので、ご協力を御願います。
- (4) これらの保護情報を基に、行政では、動物を保護して20km圏外の安全な場所でお預かりし、後日、皆様方が引き取ることができる時まで飼育・管理をいたします。

※つなぎとめに必要な首輪等の資材は、可能な限り飼い主様自身でご用意ください。ご用意することが難しい方には、当日、中継基地にて配布いたします。

※事情により、引き取ることができない場合には、行政側で保護・回収した上で、新しく飼ってくださる方を探して譲渡しますので、ご協力をお願いいたします。

**☆ 次のことは必ず守ってください**

- 今回対象となる動物は、犬と猫に限ります。
- 作業は立入りに認められた制限時間内（2時間以内）で行ってください。時間厳守でお願いします。時間超過は厳禁です。
- 動物の死骸を持ち出すことはできません。

＜問い合わせ先＞

福島県保健社会部食品生活衛生課  
電話 024-521-7242

警戒区域内へ一時立入りをご希望される住民の皆様へ

住民の皆様の一時立入りにあわせて、  
行政（環境省・福島県）による警戒区域内の  
ペット（犬・猫）の保護・収容を行います。

5月10日から警戒区域への住民の皆様の一時立入りが始まり  
ましたが、この一時立入りに伴い、行政（環境省・福島県）  
によるペットの保護、収容を行うこととしています。

つきましては、皆様方のペットの保護・収容がスムーズに行  
えるよう、「一時立入り受付センター」にご連絡した際には、  
飼育されているペットの情報もお知らせください。

一時立入り受付センター 0120-208-066

\* お知らせいただきたいペットの情報 \*

・ 犬・猫の飼育している数

・ 避難した時の状態 { 室内、屋外でつながれていた } など  
屋外ではなされている

裏面もご覧ください



！ 一時立入りされる方が直接ペットを持ち出すことはできませんが、皆様方のご協力をいただければ、行政側で保護した上で、お預かりすることを予定しています。

〇〇〇一時立入りの際にご協力いただくこと〇〇〇

- (1) 犬については首輪にリード（引き綱）又は鎖を付け、玄関先、又は庭先などの人目につきやすいところに繫（つな）いで、餌を与えておいてください。
- (2) 猫の場合はキャリーバッグ、又は金属製の檻に入れて、犬と同様に屋外の人目につきやすいところに置き、餌を与えておいてください。
- (3) 一時立入終了後、中継地点まで戻られましたら、犬・猫の保護状況について、その場で聞き取りを行いますので、ご協力を御願います。
- (4) これらの保護情報を基に、行政では、動物を保護して20km圏外の安全な場所でお預かりし、後日、皆様が引き取ることができる時まで飼育・管理をいたします。

※つなぎとめに必要な首輪等の資材は、可能な限り飼い主様自身でご用意ください  
ご用意することが難しい方には、当日、中継基地にて配布いたします。

※事情により、引き取ることができない場合には、行政側で保護・回収した上で、新しく飼ってくださる方を探して譲渡しますので、ご協力をお願いいたします。

### ☆ 次のことは必ず守ってください

- 今回対象となる動物は、犬と猫に限ります。
- 作業は立入りに認められた制限時間内（2時間以内）で行ってください。  
時間厳守でお願いします。時間超過は厳禁です。
- 動物の死骸を持ち出すことはできません。

<問い合わせ先>

福島県保健福祉部食品生活衛生課

電話 024-521-7242（直通）

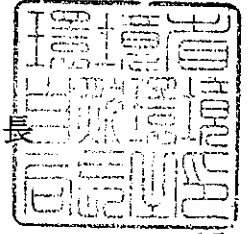


環自総発第110513001号

平成23年5月13日

各〔都道府県知事  
政令市長  
中核市長〕殿

環境省 自然環境局長



福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域への住民の一時立入りに伴い実施するペット（犬・猫に限る。以下同じ。）の保護活動に係る人材派遣等への協力依頼について

東日本大震災につきましては心からお見舞い申し上げますとともに、被災地域からの被災者の受け入れなど被災地域への支援におかれましてもご尽力いただき、お礼申し上げます。

また、日頃より動物愛護管理行政の推進につきましても、ご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所から半径20km圏内が警戒区域に設定されましたが、5月10日から警戒区域への住民の一時立入りが始まり、この一時立入りに伴って福島県や環境省が中心となって、ペットの保護、回収を行っています。具体的には、飼い主が自宅敷地内に保護、けい留したペットの回収及び放置されたペットの保護、捕獲等を実施します。

今後、住民の一時立入りが本格化した場合、原子力災害特別措置法第26条第1項第2号の規定に基づき現在環境省や福島県が行っているペットの保護活動に係る人材が大幅に不足すること、特に、現地でペットを捕獲する専門の方々の不足が想定され、その方々を確保することが緊急の課題となっています。

このペットの捕獲作業に当たる捕獲員等を確保するため、貴自治体において動物の捕獲等動物の扱いに習熟されている方々の派遣等につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、派遣等にお応え頂ける場合には、お手数ですが、その旨をご連絡いただけますようお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

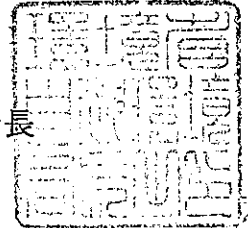
TEL 03-3581-3351 内線6429

環自総発第 110513001 号

平成 23 年 5 月 13 日

(社) 日本獣医師会会長 殿

環境省自然環境局長



福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内に設定された警戒区域への住民の一時立入りに伴い実施するペット（犬・猫に限る。以下同じ。）の保護活動に係る人材確保への協力依頼について

東日本大震災につきましては心からお見舞い申し上げますとともに、被災地への支援についてご尽力いただき、お礼申し上げます。

また、日頃より動物愛護管理行政の推進につきましても、ご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内が警戒区域に設定されましたが、5 月 10 日から警戒区域への住民の一時立入りが始まり、この一時立入りに伴って福島県や環境省が中心となって、ペットの保護等を行っています。具体的には、飼い主が自宅敷地内に保護、けい留したペットの救護及び放置されたペットの保護等を実施します。

今後、住民の一時立入りが本格化した場合、原子力災害特別措置法第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき現在環境省や福島県が行っているペットの保護活動に係る人材が大幅に不足すること、特に、現地でペットを保護等する専門の方々の不足が想定され、その方々を確保することが緊急の課題となっています。

この警戒区域内でペットの保護等に当たる専門の方々を確保するため、貴会におかれましては、各地方獣医師会からの獣医師の推薦等につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、推薦していただいた方に対しては、当職が委嘱した上で、保険の加入や旅費等の支給を検討していることを申し添えます。

<連絡先>

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

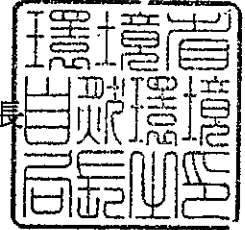
TEL 03-3581-3351 内線 6429



環自総発第 110519010 号  
平成 23 年 5 月 19 日

緊急災害時動物救援本部長  
中川 志郎 殿

環境省自然環境局長



福島第一原子力発電所 20 km 圏内の犬・猫等への対応について（協力要請）

東日本大震災により被災された住民の家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援について、多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、放置することで、野犬の増加や狂犬病等疾病の蔓延、放射性物質による汚染等、将来帰宅する住民の生活環境及び安全面での悪化をもたらすおそれがあり、これらを予防するため、早急に対処する必要があります。

このことは、動物愛護の観点からも重要であり、別添のとおり国が現地を熟知し実行力のある福島県の協力を得て対応しているところです。

貴団体は、阪神・淡路大震災を契機に発足され、その後の大規模な震災や火山災害等に際しては、被災自治体の動物救護活動を支援してきた実績を鑑みて、20 km 圏内から連れ出した犬・猫等のスクリーニングや除染作業、収容施設における飼育、治療、物資の支援等の補助について、貴本部のより一層のご協力をお願い申し上げます。